

青少年の文化活動に関する考察

梨本 加菜 (児童学科)

Cultural Activities of Young People

Kana Nashimoto

Department of Child Studies, Kamakura Women's University

Abstract

Little attention has been given to the out-of-school cultural activities of children and young people in Japan, with scant regard paid to serious economic dislocation, the high cost of school education, and socially and economically deprived families. Several studies and good-practice initiatives have proved that municipal children's centers, "third place" schemes such as "café" programs in schools or community centers, as well as educational activities in museums are useful for high-school students. In addition, cultural activities for people with disabilities are important. It seems appropriate to presume that further observations should be conducted from the viewpoint of young people's voluntary and unique activities or the standpoint of their culture.

Key words: young people, cultural activities, social education, after school

キーワード：青少年、文化活動、社会教育、放課後

1. はじめに

(1) 青少年の文化活動を扱う理由

社会教育法第3条は、すべての国民が「自ら実際生活に関する文化的教養を高め」ることができるよう、国及び地方公共団体はあらゆる機会や場所を利用して適切な環境の醸成に努めねばならないと定める。また、同法第5条第12項は、市町村の教育委員会が社会教育に関して行う事務の一項目に、「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励」を挙げている。

社会教育に関する行政は、首長部局が所管する生涯学習振興の施策も含め、公民館等での講座やボランティア活動等が目立つためか、時間や経済面で余裕のある退職後の高齢者や幼い子どもの保

護者（特に母親）が主な対象と見なされる傾向がある。しかし、すべての国民は社会教育に関わる機会を保障されており、社会教育法第5条が定めるとおり、学校の教育課程以外の青少年の活動が社会教育の範疇であることは、「地域の教育力の低下」や「知識基盤社会」が喧伝される今日こそ想起されねばならない。

本稿は主に10歳代の青少年で、概ね小学校高学年から高校生までの少年と青年が自ら行う文化的教養を高め得る活動に着目し、実際にどのような活動や制度があるかを文献研究に基づき概観して現状と課題を整理し、より良い教育環境の醸成のための方策を展望する序論的な考察としたい。

具体的には中高生の学校外活動、特に芸術文化

〔表1〕各世帯が負担する補助学習費以外の学校外活動費の分類（定義）

①体験活動・地域活動：ハイキングやキャンプなどの野外活動、ボランティア活動、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの活動に要した経費
②芸術文化活動：ピアノ、舞踏、絵画などを習うために支出した経費、音楽鑑賞、映画鑑賞などの芸術鑑賞、楽器演奏、演劇活動などに要した経費
③スポーツ・レクリエーション活動：水泳・野球・サッカー・テニス・武道・体操などのスポーツ技術を習うために支出した経費及びスポーツイベント等への参加費、スポーツ観戦に要した経費
④教養・その他：習字、そろばん、外国語会話などを習うために支出した経費及び小説などの一般図書・雑誌購入費、博物館・動物園・水族館・図書館などへの入場料・交通費など（パソコンの購入費を含む）

* 文部科学省「平成28年度子供の学習費調査：調査の概要」（公開 2017年12月22日）より作成

や一般教養に関する活動を見ていく。前出の社会教育法第5条とともに、〔表1〕の文部科学省による学校外活動費の分類の定義に基づくと、青少年の文化活動には、狭義の芸術文化活動の他、博物館利用等の「教養・その他」の領域が幅広く含まれる。これらの活動は、その意義から次の三種に大別できるだろう。第一は、美術、音楽等の芸術分野の専門教育と専門職養成である。第二は、多様な学習や余暇活動に親しんで文化的教養を高め、自ら教育環境を組織する力も養い、将来の社会生活の職業生活においても自ら学び続ける、生涯学習力の涵養を目指す活動である。第三は、地域の文化活動や、多様な芸術文化のコミュニティに対して、実際の活動の担い手として参画することである。本稿では特に、第二と第三の意味での文化活動を探る。一般に芸術分野を生業とするのは困難なため、第一の分類は積極的な考察の対象としないが、第二、第三の分類を充実させることは副次的に次代の専門職を育む環境の醸成につながると考える。

中高生の文化活動としてウエイトの大きい部活動は、本来は生徒が自主的に運営する課外活動であり、上記の第二の分類の範疇と言える。しかし実質的に部活動は学校教育の一環であり、それぞれの学校の状況により部活動の種類やレベルが限られたり、すべての生徒の部活動参加が指導されたり、長時間の厳しい練習が課されたりする問題が指摘されている¹⁾。本稿は、あえて部活動に積極的に参加しない生徒を視野に収め、学校外で可能な専門的で高度な活動や多世代・異文化間の交

流を求めたり、様々な活動を試したり、目的は曖昧だが居場所を求める多様な中高生が、自主的に文化活動を運営する機会の保障を主眼として、先行研究や実践例を見ていきたい。

（2）本稿の構成

本稿1. は、より良い教育環境の醸成のために青少年の文化活動に注目する理由と、本稿の構成を示す。以下に、2. 以降の章立てを述べる。

本稿2. は、青少年の文化活動を取り巻く社会的状況を概観する。この節で見るとおり、義務教育段階であっても、保護者は子の教育に相当な費用を負担している。さらに学校外の学習は家庭の経済状況や教育観といった、子ども自身の興味・関心や能力とは異なる外的事情に左右され、制約を受けることが容易に推測される。現に子どもの貧困や教育の地域格差の問題が露わとなった今日、教育の私費負担が常態化し、当然視されることによって、基礎学力を習得する機会の保障はもとより、学校外の美術や演劇等の芸術文化活動の機会は、量・質ともに格差が拡大していることが懸念されることを示す。

本稿3. では、地方公共団体と社会教育施設が行う、教育行政に限られない福祉等の領域も含めた青少年の文化的教養を高め得る諸事業に注目し、課題と可能性を展望する。特に①児童館・居場所づくり事業、②学校施設・校区内の居場所づくり、③博物館の中高生対象事業と障害者の文化活動に対象を絞り、文献研究によって近年の動向と実践例を整理する。

[表 2] 子ども一人あたりに各世帯が負担する学習費（学校の種類別）

単位：円

区分	小学校		中学校		高等学校（全日制）	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学習費総額	322,310	1,528,23	478,554	1,326,93	450,862	1,040,16
I. 学校教育費	60,043	870,408	133,640	997,435	275,991	755,101
A 授業料	…	461,194	…	425,251	23,368	271,835
B 教科外活動費	2,714	12,512	31,319	57,008	44,276	44,764
II. 学校外活動費	217,826	613,022	301,184	320,932	174,871	285,067
A 補助学習費	83,013	304,859	239,564	204,112	142,702	230,103
B その他の学校外活動費	134,813	308,163	61,620	116,820	32,169	54,964
① 体験活動・地域活動	4,851	25,591	3,167	17,560	4,037	8,483
② 芸術文化活動	34,279	103,590	19,133	43,747	9,836	19,148
③ スポーツ・レクリエーション活動	60,762	87,086	23,075	27,866	7,937	10,626
④ 教養・その他	34,921	91,896	16,245	27,647	10,359	16,707

* 文部科学省「平成28年度子供の学習費調査：調査の概要」（公開 2017年12月22日）より作成

本稿 4. では全体のまとめを兼ねて、青少年の文化活動を促進する環境の醸成のための課題と、行政部局の枠組みを超えた連携体制の必要を提起し、今後に求められる調査研究を展望したい。

2. 青少年の文化活動をめぐる現状と課題

(1) 保護者の経済的事情及び教育観の問題

1. で触れたとおり、青少年の文化活動は保護者の所得や教育観等、子どもの興味・関心や能力を超えた家庭や地域の環境の影響を受けることが懸念される。また、2009（平成21）年に子どもの相対的貧困率が15.7%に上ると国が改まって公表したとおり、²⁾ 子どもの貧困及び経済格差の問題は深刻である。

[表 2] は文科省による直近の学習費調査³⁾の抜粋である。青少年の文化活動を支える経費の問題として第一に注目されるのは、義務教育段階の公立校であっても保護者は相当な額を支出しており、公立中では年間50万円近くに上るとのことだ。そして、そのうち学校外活動費は6割を超えるが、公立中の生徒の学校外活動費の6割は「予習・復習・補習などの学校教育に関係する学習」の経費とされる補助学習に充てられている。学習塾や家庭内学習等の補助学習費は、実質的に学校教育の延長にあって優先順位が高く、芸術文化活動

等の「それ以外の学校外活動費」は、保護者の差配により容易に減額される恐れがある。

もっとも、学校教育費の「教科外活動費」に含まれる部活動への支出が「それ以外」を十分に代替するとも言える。しかし、補助学習以外の学校外活動費が同調査で「知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心と体の健全な発達を目的としたけいごとや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費」と定義されるように、学校外の文化活動は、学習者の自主性に基づく社会教育の範疇にあり、学校教育の延長にある部活動とは趣旨が異なっている。

青少年の学習費に関し第二に注目されるのは、公立校と私立校と額の差と、それがとりわけ芸術文化活動で顕著な点である。

前出の [表 2] のとおり児童生徒の学習費は、学校教育費を筆頭に⁴⁾、公立・私立の差が顕著である。特に「②芸術文化活動」の差は大きく、小学校では公立の3万4千円に対し私立は10万4千円、中学校で公立の1万9千円に対し私立は4万4千円である。私立校の小・中・高のすべての段階で、芸術文化活動に注がれる費用が①～④の中で最も高いことは特筆される。「④教養・その他」も、特に私立小の児童の費用が突出している。

一方、公立の小・中学校の場合、①～④のうち

「③スポーツ・レクリエーション活動」に保護者が最もお金をかけている。部活動のある中・高等学校では、いずれの活動費も小学校に比べて大幅に減り、公・私立の差も縮まるが、特に私立校の子どもの芸術文化活動費の大きさは特徴的である。芸術文化活動は、家計として把握しやすい月謝の他に楽器や衣装、発表会等の負担も加わり、ある程度の家庭の経済的余裕が求められるであろう。

以上のとおり、私立校に通う児童生徒は学校教育費を含め芸術文化活動、一般教養に関する活動に比較的多額の学習費を注ぐ家庭環境にあるが、公立校の児童生徒は学習費に厳しい制限がある可能性がある。また、同調査の対象外となる特別支援学校の児童生徒や、不登校等の理由で長時間の家庭内学習に取り組む子どもは、補助学習費に相当の学習費がかかることが懸念される。

さらに別の調査では、そうした格差を多くの保護者が容認する現状も明らかとなっている。民間企業による公立の小・中学校の保護者を対象とした調査⁵⁾では、「所得の多い家庭の子どもの方がよりよい教育を受けられる傾向」について、「当然だ」「やむを得ない」と回答した保護者の割合は6割以上に上る。それも、家庭の経済状況に「ゆとりがある」と回答した保護者の割合は7割を超える。また同調査は、国や地方公共団体の教育予算に対し、保護者の6割近くが「全員に等しく使われる方がよい」と答え、教育予算が「所得の低い家庭の子どもに手厚く使われる方がよい」とする回答を大きく上回ったことも明らかにしている。公立校の子どもは家庭すべてに経済的な余裕が無い訳はないが、子どもの貧困問題が懸念される今日、特に公立校に通う児童生徒の芸術文化活動や教養に関する学習は後回しにされないだろうか。子どもの家庭環境の経済的格差と、その差に起因する学習の量・質の差を容認して格差是正を不要とする風潮は、文化活動の二極化を拡大させ、芸術文化に親しむことが困難な家庭の子どもへの活動への参加を阻まないかが懸念される。

(2) 社会教育関連施策の問題

教育行政において、普通教育を保障する学校教

育に並置される社会教育こそ、経済的に潤沢で無く、芸術文化への理解の薄い家庭の子どもへの文化活動を行う機会を保障する責務が大きいと言える。しかし社会教育においても、家庭や地域の教育環境に起因する差異を容認し、学校教育に関連した補助学習やスポーツ活動に比べて芸術文化活動の優先順位を下げる傾向は無いだろうか。

「支援」や「対策」を冠した施策は福祉分野に止まらず、教育分野でも急増した。2010（平成22）年は子ども・若者育成支援推進法が、2013（平成25）年は子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）が制定され、貧困対策と就業等の支援は国と地方公共団体の急務となっている。歴史的に学校外教育と勤労青年の教育を対象としてきた社会教育が、福祉施策と連携・近接することは、当然の流れと言えるだろう。

関連学会においても、その傾向は顕著である。例えば日本社会教育学会の2002（平成14）年の年報のタイトルは『子ども・若者と社会教育』⁶⁾だが、2017（平成29）年年報は『子ども・若者支援と社会教育』⁷⁾であった。後者は、就労・修学支援や経済的側面に傾斜しがちな自立支援を問い直して「社会教育的支援（アプローチ）」の必要を訴えることを目的に、社会教育はもとより、福祉や学校教育、キャリア・カウンセリング等の専門性を架橋し、子ども・若者に関わる専門職や行政職員が共有すべき「共通基礎」の確立が模索されている⁸⁾。しかし、同年報において芸術文化活動は、ユースワークの一要素として緒論的に触れられたものの積極的な考察対象では無く、ソーシャルワーク的なアプローチの検討が中心である。

社会教育行政の関係者にも同様の傾向が見られる。例えば、全国都道府県教育長協議会で社会教育を扱う第2部会は、研究報告書「学習や社会生活に困難を有する子供・若者に対する社会教育による支援の在り方について」⁹⁾を2015（平成27）年に発行した。タイトルのとおり、学習や社会生活において経済的・地理的な条件で不利な青少年を支援すべきと、教育行政そのものに意識改革を迫る報告であった。折しも2014（平成26）年に前述の「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定

されたことも背景に、同部会はテーマを貧困対策に絞り、2016（平成28）年に続編となる研究報告書¹⁰⁾を発行した。

2016年報告書では子どもの貧困対策を主目的としないものの、結果として効果が認められる事業が報告された。多くの都道府県が高校中退者への支援と通学合宿事業¹¹⁾、また多くの市町村が放課後子ども教室¹²⁾と土曜日の教育活動¹³⁾、地域未来塾¹⁴⁾に効果を認めていた。しかし、多くの市町村が行う放課後子ども教室や土曜日の教育活動は、社会教育の事業と言うより、主に首長部局及び福祉部局と連携した学習支援や進路・就職指導、また学校教育の延長（エクステンション）や保育事業として位置付けられている。主な対象は小・中学生で、中高生に特化した事業の実施率は市町村が4%、都道府県でも7.5%である。まして芸術文化活動に関連する事業はほとんど見受けられない。取り組みの案としては、図書館の整備や機能拡張、パウチャーチケットや余った芸術公演のチケットの配布、大学・企業と連携した発展的な学習、工芸・伝統芸能の教室等が挙げられたが、予算・人材不足の他、「ニーズ・必要性が無い」という指摘も少なくない。

以上のとおり、子ども・若者の厳しい環境をふまえた上で多様な社会教育事業が取り組まれているが、福祉行政や学校教育と連携し、それらの機能を補完する傾向が見られる。もっとも近年は多くの地方公共団体で、社会教育行政の機能の首長部局への移管¹⁵⁾や、社会教育主事の未配置が見られ、2003（平成15）年の地方自治法改正による指定管理者制度導入により直営の社会教育施設が減少しているため、社会教育の専門性を生かすことは制度上困難な状況にある。

むろん青少年の芸術文化活動を促す事業は皆無で無く、重点課題でさえある。例えば神奈川県は、青少年問題¹⁶⁾をふまえ2016（平成28）年に「かながわ青少年育成・支援指針」を改訂し、同年から5年で取り組まれる13の施策の方向を示した。その2番目の施策である「豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進」では「体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援」が具体

的な施策として挙げられている。そのような方針がありながら、次の二つの要因から文化活動の優先順位は下げられているのではないか。

一つは、数値規定を伴わずに環境醸成を行う社会教育行政の特性から十分な予算化が伴わず、特に青少年事業は「地域連携」の名目で地域住民のボランティアに頼る傾向が挙げられる。したがって、無償のボランティアが集まらないという理由での事業の縮小及び質の低下と、幼い子どもの保護者を集める家庭教育の強化が懸念される。

もう一つに、青少年の芸術文化活動は学校の部活動が中心であるという認識が、学校教育だけでなく社会教育の関係者にも根強い傾向が挙げられる。例えば、ある市の社会教育委員会議で、委員が次のような発言をしている。

「ブラスバンドの代表をしているが、入りたいという親からの連絡をもらう事があっても断っている。学校に部活があれば、学生（ママ）は学校の部活に入り、先輩、後輩の関係をその年齢の期間に体験することが必要だと思う。」¹⁷⁾

このように、部活動が第一と考える有識者や保護者、また生徒は少なくなく、結果として社会教育関係団体に青少年が参加し辛くなり、高度で厳しい部活動に入れず、道具も購入出来ない生徒は、活動の機会さえ得られない問題が残る。

3. 青少年の文化活動を促す先進的な取り組み

(1) 児童館と居場所づくり事業

(a) 中高生の自主的な活動を促進する児童館

2. で見たとおり、青少年の文化活動は、福祉施策と連動した「支援」事業に比べ重点化されず、関係者や青少年自身の理解も十分に得られず、結果として学校の部活動に集約され、経済的に余裕があったり文化活動に関心の高かったりする家庭の子ども以外は、学校外の文化活動に参加し難い現状にある。しかし、青少年の文化活動を促進させる先進的な取り組みは全国で見られ、3. では優れた事例を整理しておきたい。本稿は社会教育の取り組みを主眼とするが、まずは関連領域である児童福祉行政の下にある児童館に注目したい。

児童館は、児童福祉法第40条で「児童に健全な

遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」と定められる児童厚生施設である。設置義務は無いため、地方公共団体により量・質ともに多様で、特に中高生対象の事業の差は大きい。

主に市町村や社会福祉法人が設置する小型児童館や児童センターに対し、大型児童館は、主に都道府県が設置し、音楽、美術等の高度な活動、または野外活動が出来る設備と職員を揃え、青少年の文化活動を牽引する使命がある¹⁸⁾。しかし、1964（昭和39）年に開館した東京都児童会館は2012（平成24）年に、1985（昭和60）年開館の国の「こどもの城」は2015（平成27）年に閉館し、その後は、子育て支援の機能を強化した児童館の他、中高生対象の児童館が目立ってきた。例えば、東京都杉並区が1997（平成9）年に開設した児童青少年センター（通称：ゆう杉並¹⁹⁾は建設時より中高生の意見を取り入れ、照明設備を備えバンドや演劇のライブが出来るホール、映像編集が可能なミキシングルーム、大小のスタジオ、料理や陶芸が出来る工芸調理室等がある。中高生の運営委員会が組織され、芸術文化やスポーツの事業を自主企画出来る仕組みを作り、フェンシング、ダーツ等の競技や、アニメ、鉄道模型等の他館であまり見られない活動も盛況である。近年は、東京都文京区の青少年プラザ（通称：ピーラボ²⁰⁾と渋谷区の代官山ティーンズ・クリエイティブが2015（平成27）年に開設され、いずれも民間事業者が運営していることが注目される。

同種の児童館は首都圏以外では未だに少ないが、現代の中高生の持つ課題と若者文化の特性を組み入れた館活動は、運営制度も含め検討に値する。

(b) 青少年の居場所づくり事業

特に中高生対象の児童館は、指導系職員が企画・運営する事業だけでなく、子どもの主体性の育成を目的とした非（ノン）プログラム型の事業構成と、特に目的を設けない「居場所」の機能が求められる。国は既に1999（平成11）年度に、年長児童の居場所を充実させるため、前述の「ゆう杉並」を含む3カ所のモデル事業の指定や、大型児童セ

ンターの機器等の整備補助を行っている。しかし、児童館は親子教室等の乳幼児保育や小学生対象の放課後児童クラブ（学童保育）での利用が重視され、中高生は「部活動や塾がある」と一蹴され、利用を求める声が滅多に上がらなくなる傾向がある。

一方で、危機感を持って中高生事業を充実させる自治体は増えている。例えば、神奈川県横浜市の「地域活動拠点づくり」が挙げられる。

同市の児童福祉分野を担当することも青少年局の青少年育成課は、2011（平成23）年に公益財団法人として再編されたよこはまユースと連携している。同法人は野島青少年研修センターと横浜市青少年育成センターを所管している。また同局は、後述する青少年の地域活動拠点の事業として一般社団法人横浜勤労青少年福祉協会（横浜青年館²¹⁾などへの助成も行っている。

小学校児童対象の事業としてよこはまユースは放課後キッズクラブ²²⁾を運営し、他部局の類似施設²³⁾もあるが、中高生対象の施策は市域全体で手薄な現状がある。2016（平成28）年には同法人が運営する「ふりーふらっと野毛山」と呼ばれた青少年交流センターが廃止された。同館は、通称のとおり自由に活動が出来るとともに、中高生の活動を緩やかに指導員が見守る特性のある施設であった。

青少年の居場所が少ないという認識から²⁴⁾、こども青少年局は、2007（平成19）年度より、同局（当時の市民局青少年課）の補助事業として、NPO等の民間事業者の活用を見込んだ「青少年の地域活動拠点づくり」事業を開始し、2018（平成30）年現在は6区に7拠点を設置している。同事業は、民間の青少年の居場所として先駆的な事例であることに間違いは無いが、今後は市内の全18区に設置するか、あるいは地域や民間事業者の主体性を重視して空白地域を残すのだろうか。本稿は文献研究に止まるが、事業の方針や課題を行政担当者や事業者を確認し、7拠点の実践の実状も検証する必要があるだろう。また、2016（平成28）年に、先述の閉館した青少年交流センターの代替施設として、床面積は半減したものの交通の

便の良い商業施設内に「青少年交流・活動支援スペース（通称 さくらリビング）」が開設されている。同施設の実際も見ていく必要がある。

(2) 高等学校・公民館に開設されるカフェ

(a) 高等学校内の居場所カフェ

一般に学校は閑静な環境にあり、建物は広く堅牢である。特に公立の小・中学校は地域住民が祖父母の代から通い、地域の集会所や防災拠点でもあり、子どもが安全・安心に過ごし得る施設である。実際に多くの小学校施設は放課後児童クラブ（学童保育）や放課後子ども教室の場として強化されている²⁵⁾。校庭、体育館等の施設設備を一般市民が利用する学校開放や、スポーツ少年団の利用も増えている。コミュニティ・スクール制度²⁶⁾を導入した地域では、学校と地域住民との連携が強まり、小・中学生対象の事業が見受けられる。

他方、都道府県立校や私立校が中心の高校は元より所在する地域との関係が薄く、補習や部活動以外の学校施設の活用は検討そのものが俎上に挙がってこなかった。しかし本稿で見てきたとおり、地域や家庭環境の制約により学校内外の活動の選択肢が狭まる生徒は確実に存在する。高校での不登校や中退は社会問題化した上、問題行動に当たらなくとも部活動等に充足を見いだせず曖昧な思いを抱え、進路選択に積極的になれない生徒は少なくないことも類推される。このような状況を憂い、校長及び教育委員会の理解を得てNPO法人等が公立高校の施設内で「居場所カフェ」を開設する動きが注目されている。

先駆けは、2012（平成24）年に開設された大阪府立西成高等学校内の「となりカフェ」²⁷⁾、またその2年後に開設された神奈川県立田奈高等学校内の「ぴっかりカフェ」で、現在は神奈川県内では9つの公立高校で居場所カフェが運営されている²⁸⁾。多くは募金と県の助成金を受け、飲み物や菓子は無料で提供されている。フードバンク等の寄付により軽食を提供したり、地域若者サポートステーションや大学（ゼミ等）と連携し、就労支援や学習支援、外国につながるの生徒と大学生との交流を行ったりするカフェもある。揺籃期

の事業であるが、福祉や支援の観点の意義だけでなく、生徒の主体的で自由な文化活動を育む拠点となることも期待される。

(b) 公的施設内カフェの場としての機能

青少年の文化活動の土壌としての機能を高校の居場所カフェに求めるには、課題が残る。第一は、高校内で開設される点である。校舎内なので訪問しやすい利点はあるが、民間事業者が運営する学校外の事業にも関わらず、授業時間内は利用出来ない等の制約があり、教職員と連携した相談事業等は、学校生活が苦手な生徒には「学校の延長」に他ならない。第二に、福祉や支援の観点からの相談や、コミュニケーション能力を高めるための「交流」が事業の中心として位置付けられると、生徒が取り組む芸術文化に関わる独創的な活動や、「一人で過ごす」ことが優先されなくなってしまう点である。

しかし、高校に置かれるメリットは大きいと言わざるを得ない。日常の学校生活から距離を取り、安心して過ごせるサードプレイス²⁹⁾として、居場所カフェは機能し得る。音楽を楽しんだり調理をしたりといった活動を行い、イベントに積極的な生徒もおり、文化活動の拠点となり得る場として注目される。既に評価の高い実践には、社会福祉法人青丘社が川崎市立の定時制高校で2014（平成26）年から運営している「ぼちっとカフェ」³⁰⁾がある。同法人は在日韓国・朝鮮人が多く住み、近年はフィリピン等からの住民も増えた地区で児童館（ふれあい館）を拠点に、川崎市の教育委員会と連携して多文化教育に取り組んでいる。ふれあい館の韓国・朝鮮の音楽や舞踏のクラブ活動は日本人も参加して活動している。2015（平成27）年より音楽祭（桜本フェス）が開催され、2017（平成29）年は高校生や卒業生が中心となり「こども食堂」³¹⁾も始められた。

また、1980年代より普及した公民館の喫茶コーナーも注目される。草分けの一つの国立市公民館（東京都）の「喫茶わいがや」³²⁾は障害者青年学級（現在の青年室、通称は「コーヒーハウス」）の一環で開設され、身体等の障害のあるスタッフと、

学生や地域住民等の健常者であるボランティア・スタッフが組んでカウンターに入り、丁寧に淹れたコーヒーと手製の菓子を出す。障害者の入所施設で制作された陶器も使われる。このように公民館の喫茶コーナーは、青年スタッフが障害の有無を問わず、調理や店の内装、接客等で自らの知識・技術を生かし、伸ばすことが出来る文化活動の場となっている。「客」である高校生や地域住民にとっては、常設の居場所の機能も認められる。

他にも、青少年の居場所となり得る社会教育施設には、後述する博物館を始め、図書館や社会体育施設が挙げられる。常設では無いが、総合型地域スポーツクラブも注目される。例えば、横浜市の「まる倶楽部」は住民組織による学校開放事業として開設され、器械体操やチャ・ダンス、キャック等の多彩なスポーツ活動に参加してスキルを高めたり、教室運営や指導の担い手となることも出来、単に楽しんだりもできる。

公的施設における青少年の活動の場を充実させるための課題は何か。フリースクールを含めた居場所づくり事業の増加を背景に、社会教育研究者の久田邦明は、次の3つの視点を挙げている³³⁾。

第一に、活動の組織原理の捉え直しである。青少年教育は団体型またはサークル型の集団の組織化が主眼であったが、前述の「ふらっと野毛山」のように、不定型な集団と開放的な共同性を持つ「ロビー型」を志向する必要がある。

第二に、コミュニケーションの方法論の見直しである。正確な知識を学ぶだけでなく、自由にアイデアを語る場の保障が求められる。

久田が居場所づくり事業の状況をふまえて最も強調するのは、第三の、就業支援である。1970年代頃までは家業と地域の生産活動が子どもの就労に大きく影響した。当時の青年は家業を継いだり特定の仕事に就くことが当たり前とされる傾向があり、それを受容したり反発したりする過程をとおして、地域の間人関係の中で営まれる、地縁を基盤とする就業支援を、久田は真の「地域の教育力」と呼んだ。そして、地域の密な人間関係や企業の終身雇用制が崩れた今日だからこそ、「企業社会に背を向けた」働き方を視野に入れ、行政や

各種学校も巻き込んだ、就業の実践の場としての「居場所」が求められると久田は述べる。

全国の教育や福祉の現場で居場所づくりが進んだ今日もなお久田の提唱が新鮮に映るほど、状況はあまり変化が無く、特に第一と第二の視点は、社会教育施設そのものの地盤の揺らぎによりさらに困難となった可能性もある。社会教育施設の整備費は1997（平成9）年度より国の補助が廃止されている上、首長部局に移管され、指定管理者制度が導入されたコミュニティセンターへの移行や、複合施設化が行われた公民館が増えている。

公共施設のカフェに関しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく、精神障害者等の働く「福祉喫茶」を置く施設が増えた。就業支援は久田が第三に挙げた視点であるが、福祉サービスとしてのカフェは障害者の就労支援を目的とした事業であり、障害の有無を問わず青少年の自主的で創造的な活動と発想が育まれる、「地域の教育力」が発揮された居場所としての機能を逸することが懸念される。

青少年の文化活動の土壌が縮減する恐れから、久田に続く第四の視点として、芸術文化活動こそ保障する必要性を、本稿では強く掲げたい。

(3) 博物館の中高生と障害者への取り組み

(a) 博物館の中高生対象事業

本稿3(2)(b)で挙げた第四の視点において、博物館が行う中高生対象事業は有益であろう。博物館は収蔵資料と学芸員等による研究活動により、専門的な探求活動の他、単に「ふらっと」訪問して知的刺激を得ることも可能である。

海外の事例には、アメリカのメトロポリタン美術館が挙げられる。そこでは、平日の放課後に子どもが個人単位で参加できる各種の教室や、美大進学や美術系の仕事を目指す高校生を対象とした講座が開かれている。

また、アメリカの博物館・図書館情報サービス機構（IMLS）が2012（平成24）年に始めた「ラーニング・ラボ」は、図書館や博物館を拠点として10代の児童生徒を対象に、ICTを活用したグラ

フィックや工作等の実践的な活動を行う事業である。エンジニアや映画制作者等の多様な専門を持つ地域住民がメンターとして参加し、10代のロールモデルとなったこと、また「10代だけ」という常設の空間の存在が成功に繋がった³⁴⁾。

イギリスのジュフリー博物館は、貧困層や移民が多い地域にあり、「家」という親しみやすいテーマを生かし、地元の若者集団や家族を対象とした教育事業を展開している³⁵⁾。会員限定の工芸ワークショップの他、クイズや描画を楽しむ活動や季節のイベント、園芸活動も行われ、平日も多くの若者が訪れる。若者が自主企画でガイドを行うボランティア事業や、LDのある若者対象のクラブ(after school club)も注目される。

今日の日本では児童生徒の放課後の時間が短いため、休日や週末の教育事業が一般的で、中高生対象の事業は希少である。注目される事例は、横浜美術館(神奈川県)の教育普及グループが2014(平成26)年から取り組む「中高生プログラム」である³⁶⁾。公募で集まった中高生が、学芸員の指導助言の下で数ヶ月間、作品鑑賞やアーティストと出会う活動を行い、小学生を案内して展示ツアーを行う。「本物」の作品やアーティストに接し、自らツアーを構想する質の高い活動である。

中高生対象の事業は出張(アウトリーチ)や、IT、SNSを生かした「若者だけの空間」を作ることも可能である。アメリカのニューヨーク近代美術館には、オンライン・プログラムや10代の若者が運営するSNSがある。利用者の企画で、夜間や早朝のプログラムも盛んである。同館が若者文化と親和性の高い現代美術を扱うこと、NPOの運営のため柔軟に事業が組みやすいこともあるが、多様な中高生の利用を考える上で示唆深い。

(b) 美術館における障害者の芸術文化活動

2018(平成30)年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術の鑑賞・参加・創造を、国と地方公共団体はいっそう促進することとなる。前年に国は「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実(特別支援教育の生涯学習化)」を提唱し、特別支

援教育及び障害者の文化芸術活動や障害者スポーツの拡充に向けた諸事業が予算化され、学校卒業後の障害者の学習活動を支援するための調査研究も着手している。一連の施策には、2016(平成28)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校や社会教育施設も含むあらゆる事業者が、その事業を行うに当たり、障害者から意志の表明があった場合に社会的障壁の除去の実施に努める合理的配慮が必須となったことも背景にある。

同様の配慮は博物館にも当然に求められ、博物館利用者の物理的・心理的な障害を除去する「アクセスの保障」という概念から国際的にも取り組まれてきた。例えば、1990(平成2)年に「障害を持つアメリカ人法(ADA)」が制定されたアメリカでは先進的な実践が見られる。例えば、アメリカのメトロポリタン美術館は、視覚障害や聴覚障害、自閉症等の障害のある利用者に対応したプログラムを持ち、視覚障害だけでも6種類の無料の教育機会が用意されている³⁷⁾。

日本でも、障害者を対象とした様々な取り組みが見られる。視覚障害に関する草分けは、1984(昭和59)年開館のギャラリーTOM(東京都渋谷区)の彫刻に触り「手で見る」鑑賞ができる施設である。全国盲学校生徒作品展も毎年開催され、児童生徒に表現活動の場を提供している。

近年は、新たな鑑賞方法が注目される。一つには、2012(平成24)年に開始された「視覚障害者とつくる美術鑑賞ワークショップ」の実践がある。障害者と晴眼者のグループで作品について語り合う。障害の種類や程度は一括りに出来ず、色彩や形を見た経験の有無は「見え方」に影響する³⁸⁾。そのため、グループの対話は様々な見え方が反映され、実際の線や色彩から離れたイメージや物語が生まれる創造的で自由な鑑賞となる。この活動のメンバーが作成に協力した「きくたびプロジェクト」は、横浜美術館の展示室で、俳優が作品を語るのをスマートフォンで聞ける音声ガイドであるが、それぞれが「音声作品」と呼ばれるように独立した物語となっている。つまりこれらの実践は、単に作品の形や色等を単に言語でなぞる補足

的な説明に終わらない。神奈川芸術劇場でダンサーの動きを音声ガイドで鑑賞する「音で観るダンスのワークインプログレス」を企画した田中みゆきの言葉を借りれば、「鑑賞者の頭の中で触覚的なイメージを立ち上げる」³⁹⁾創造的な行為であり、真のワークショップであると言える。

聴覚障害に関しても、単に手話や字幕で言葉を補うだけでなく、聴覚障害者や難聴者の持つ文化や「見え方」を理解する必要がある。「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す言語的少数者である」⁴⁰⁾という宣言が為されたとおり、日本語に基づく文化に、ろう文化は異言語・異文化の世界として対峙する。長らく日本やアメリカのろう学校では口話教育が行われ、その社会的抑圧に対して「ろう芸術（デフアート）」⁴¹⁾が生まれた経緯もある。

視覚障害者に比べて聴覚障害者に対する博物館の取り組みは遅れており、2011（平成23）年からエイブル・アート・ジャパン（AAJ）による「美術と手話プロジェクト」も始められたが、美術用語の手話表現の困難さも見て取れた。何よりも、現代陶芸を専門とするろう学校教諭の菅野奈津美等の指摘のとおり、ろう芸術に対し聴覚障害者自身が十分に認知せず「障害者アートの中でも微妙な立ち位置」にあり、美術館に対する当事者としての要求が少なく、結果として美術館での情報アクセスの整備が進まない難点⁴²⁾が懸念される。

ろう学校には概ね産業工芸や木工、洋裁等の学科・コースが置かれ、2校には美術専攻科がある。職業教育として美術や工芸が取り込まれており、ろう者のアーティストも数多く輩出している。ろう文化を生き美術の素養がある中高生に、美術館のアクセス保障と教育事業に何を求めるか、ろう文化と美術館のあいだの齟齬を考え、発信してもらうことは貴重な示唆となる。障害者対象の事業は、質の充実がきわめて重要なのである。

4. 青少年の文化活動の課題と研究の展望

これまで、青少年の文化活動について論じてきた。まとめると、第一に、青少年の文化活動に対する保護者の経済状況や教育観の影響は大きく、

補助学習、スポーツ活動に比べ、芸術文化活動や教養に関する活動が縮減される傾向が懸念される。

第二に、子どもの貧困問題や経済格差を背景に福祉や支援の観点が重視されるため、社会教育研究の文脈で青少年の文化活動が十分論じられず、施策も少ない傾向がある。

第三に、中高生対象の児童館や居場所づくりの実践は首都圏を中心に増え、高校や民間事業者等の新たな場やカフェの形態も誕生している。

第四に、青少年教育の方法論の問題がある。今後は集団の組織化でなく、緩やかな共同性と個人の自主性及び創造性が重視される必要がある。そのためのSNSの活用や、若者文化、また障害者のもつ固有の文化の理解が必要となる。

第五に、博物館は青少年の文化活動の拠点になりうるが、中高生や障害のある利用者の事業の充実と、方法論の研究がいっそう必要である。

以上、青少年の文化活動の現状を概観し、活動を充実させるための課題も述べた。本稿の限界は、これらを文献研究により整理した点である。事業を運営する施設職員や行政担当者の他、新しい活動を模索する民間事業者、そして中高生や障害のある参加者へのヒアリングを行う等して、現状と課題をいっそう精査する必要がある。

今後の研究のための留意点に、次の2点が挙げられる。第一に、社会教育行政の枠組みを超えた青少年の文化活動を観ていく必要である。2018年9月現在、中央教育審議会では社会教育施設の首長部局移管の議論が進む上、10月には文部科学省の次のような組織再編が予定される⁴³⁾。つまり、現在の生涯学習政策局及び社会教育課が廃止され、「社会教育を中心とした学びを総合的に推進する体制整備」のため、新設の総合教育政策局の下に①生涯学習推進課と②地域学習推進課、③男女共同参画共生社会学習・安全課の3課が置かれることとなる。①は専修学校等での継続教育や職業教育、②では地域学校協働活動等の学校との連携を中心とした地域学習、③では障害者や外国人児童等の支援が所管され、社会教育行政の枠組みそのものが3つの部局に分かれることとなる。さらに博物館や美術教育を含む文化行政は、文化庁への

移管が予定される。福祉行政や学校教育の施策も加わることから、青少年教育及び文化活動に関する動向は、幅広く把握する必要がある。

第二に、青少年の文化活動の内実を把握する必要である。本稿で扱った芸術文化活動はいわゆるハイアート（高級芸術）だけでなく、素朴な趣味を含めた美術、音楽等の表現活動の他、地域や民俗で育まれた文化活動に親しむ活動である。また、博物館や児童館等の施設で展開される若者文化は、アニメ等のサブカルチャーを含み、SNSや仮想現実（メタバース）等の情報技術によって物理的な距離や障害に起因する障壁を超えたコミュニティを構成し、動画や音声を使う豊かな表現方法により言語や文化の差異を飛び越えることができる一方で、消費社会に揉まれた活動と言える。青少年の多様な活動を促進するために、今日的な文化活動の丁寧な把握が求められる。

注・引用文献

- 1) 内田良（2017）『ブラック部活動：子どもと先生の苦しみに向き合う』東洋館出版社などを参照。
- 2) 阿部彩（2008）『子どもの貧困：日本の不公平を考える』岩波書店、お茶の水女子大学・ベネッセ教育開発センター（研究代表：耳塚寛明）（2009）「教育格差の発生・解消に関する調査研究報告書」などを参照。
- 3) 文部科学省（2017）「平成26年度子供の学習費調査」。本調査は子どもの保護者を対象とする抽出調査で、1994年度より隔年で実施されている。
- 4) 同上の調査は学校教育費、学校外活動費の他、学校給食費の区分もある。
- 5) ベネッセ教育総合研究所（2018）「学校教育に対する保護者の意識調査 2018」。朝日新聞社との共同調査で、2004年よりほぼ4年毎に行われる。
- 6) 日本社会教育学会編（2002）『子ども・若者と社会教育：自己形成の場と関係性の変容』〔日本の社会教育第46集〕東洋館出版社
- 7) 日本社会教育学会編（2017）『子ども・若者支援と社会教育』〔日本の社会教育第61集〕東洋館出版社
- 8) 同上、2頁。この年報は日本社会教育学会プロジェクト研究「子ども・若者支援専門職の必要性と資質に関する研究」の総括である。
- 9) 全国都道府県教育長協議会第2部会（2015）「〔平成26年度研究報告書 No. 2〕学習や社会生活に困難を有する子供・若者に対する社会教育による支援の在り方について：社会生活を営むための『人とつながる力』の育成を中心に」
- 10) 全国都道府県教育長協議会第2部会（2016）「〔平成27年度研究報告書 No. 2〕子供の貧困対策における社会教育の支援の在り方」
- 11) 青少年教育施設や公民館等に地域住民や学生ボランティアの協力を得て児童生徒が宿泊し、学校に通う市町村の社会教育事業。2000年度の国の「余裕教室を活用した地域ふれあい交流事業」により本格化した。本稿で参照した調査（注・引用文献10）では、多くの自治体が貧困対策を目的とした事業として回答していた。
- 12) 2004年度導入の「地域子ども教室」を前身とし、小・中学生を対象に地域住民の協力を得て体験活動や多世代交流を行う市町村の社会教育事業。2007年度より国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学生対象の保育事業である放課後児童クラブ（学童保育）との連携・一体化が推進されている。
- 13) 2013年の学校教育法施行規則改正により学校設置者の判断で実施が可能となった「土曜授業」。地域連携によるユニークな授業や補習等が行われる。
- 14) 国の「子どもの貧困対策に関する大綱」を根拠に2015年度より予算化され、中・高校生を対象に地域住民の協力による学習支援を行う社会教育事業。
- 15) 2017年に博物館行政の首長部局移管推進が閣議決定され、文部科学相は中央教育審議会に社会教育の振興方策（社会教育施設移管）を諮問している。
- 16) 2015年2月に神奈川県川崎市で少年3人が中学1年生を殺害する陰惨な事件が発生し、青少

年の貧困と問題行動が改めて注目された。

- 17) 鎌倉市社会教育委員会議（平成29年11月10日）議事録、9-10頁
- 18) 厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」（1990年8月7日）。例えばC型の大型児童館は、芸術、体育等の総合的な活動ができるよう、劇場、ギャラリー等を附設するとある。
- 19) 佐藤一子（2002）『子どもが育つ地域社会：学校五日制と大人・子どもの共同』東京大学出版会、84-89頁などを参照。
- 20) 小畑怜美・川本愛（2016）「現代の子どもが抱えるもの（第5回）中高生のリアル×第3の居場所」『月刊生徒指導』46（9）、56-59頁などを参照。
- 21) 前身は1960年設置の「働く青少年いこいの家」。
- 22) 横浜市立の全小学校内に開設する全児童対象の放課後事業。開始当初の「はまっ子ふれあいスクール」事業が漸次「キッズクラブ」に移行された。
- 23) 環境創造局の「こどもログハウス」等がある。
- 24) 2006年に当時の市民局青少年課を事務局として報告書「青少年の居場所づくり検討委員会報告書」が出され、事業化の基礎資料となった。
- 25) 2007（平成19）年度に放課後子ども総合プランが開始され、福祉分野の放課後児童クラブと教育分野の放課後子ども教室事業の一体化が進められた。
- 26) 稲川英嗣（2018）「コミュニティ・スクール制度の意義」『鎌倉女子大学紀要』第25号、131-140頁などを参照。
- 27) 田中俊英（2018）『世界の余白から：①居場所の自由』一般社団法人 Office ドーナツトークなどを参照。
- 28) 「居場所カフェ」の定義は定まっていないが Skets かながわ主催「かながわ高校内居場所カフェ・サミット」（2018年6月9日、於・神奈川県立青少年センター）では神奈川県内の9カ所の運営者が参加した。
- 29) レイ・オルデンバーグ（忠平美幸訳）（2013）『サードプレイス：コミュニティの核となる「とびきり居心地よい場所」』みすず書房などを参照。「サードプレイス」という言葉は居場所づくり事業で使われるが、「居場所」という用語との相違は、稿を改めて論じたい。
- 30) 鈴木健（2018）「定時制高校でひらくカフェの役割」『くらしと教育をつなぐ We』213号、23-32頁
- 31) 地域住民や民間事業者が行政等の協力を得て子どもに廉価で食事を提供する事業。2010年代に急増し、貧困対策や居場所づくりが目的とされる。
- 32) 打越雅洋（2001）「障害者青年学級から喫茶コーナーへ」小林繁編著『学びあう「障害」：障害者の生涯学習実践』クレイン、191-200頁などを参照。
- 33) 久田邦明（2000）「子どもと若者の居場所：大人に期待される役割」久田邦明編著『子どもと若者の居場所』萌文社、217-222頁
- 34) Penny Bender Sebring, Eric R. Brown et.al. (2013), “Teens, Digital Media, and the Chicago Public Library,” (Research Report MAY 2013) The University of Chicago Consortium on Chicago School Researchなどを参照。
- 35) Alison Lightbown (2009), ‘Childish Thoughts in Museum Education’, in Joanne Bartholomew et.al., “Rethinking Learning: Museums and Young People” Edinburgh: MuseumsEtc, pp. 16-42などを参照。
- 36) 横浜美術館教育普及グループ（2018）『横浜美術館中高生プログラム2017：ヨコトリ2017を体験しよう！伝えよう！[記録誌]』などを参照。
- 37) 大高幸（2012）「アクセス可能な博物館教育：その理念と実践」寺島洋子・大高幸『博物館教育論』NHK出版、190-196頁などを参照。
- 38) 伊藤亜紗（2015）『目の見えない人は世界をどう見ているのか』光文社、64-69頁。同書では「視覚障害者とつくる美術鑑賞ワークショップ」のメンバーが紹介される。
- 39) 田中みゆき（2018）「美術鑑賞における情報保障とは何か」『(Web マガジン) アートスケープ』2018年5月15日号（2018年9月確認）

- 40) 木村晴美・市田泰弘 (2000) 「ろう文化宣言：言語的少数者としてのろう者」『ろう文化』青土社、8頁。本書は1996年発行『現代思想』臨時増刊号の書籍版。
- 41) 菅野奈津美他 (2016) 「日本におけるろう芸術の動向」『筑波技術大学テクノレポート』Vol. 24 (1)、27-31頁。なお1980年代に「デフアート」より政治性の強い「De'VIA」の定義も生まれた。
- 42) 菅野奈津美他 (2017) 「美術館における聴覚障害者を対象とした鑑賞支援と情報アクセシビリティ」『筑波技術大学テクノレポート』Vol. 24 (2)、1-9頁
- 43) 梨本加菜 (2018) 「集会報告：日本社会教育学会「文部科学省組織改編に関するシンポジウム」」『月刊社会教育』第62巻第4号、70-71頁などを参照。

要旨

青少年の放課後の文化活動に対する関心は、日本経済の深刻な状況や高額な学校教育費、また社会的・経済的に厳しい家庭を背景にしながら十分では無い。先行研究や優れた事例により、児童館や居場所事業、学校や公民館の「カフェ」、また博物館の教育活動の有用性が明らかになっている。障害者の文化活動も重要である。青少年の自主的で固有の活動と文化の観点から、発展的な研究が行われる必要がある。

(2018年9月10日受稿)